

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第209号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>[削る]</p> <p>（条例別表第2の市規則で定める事務及び特定個人情報）</p> <p>第3条 条例別表第2の1の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費、同法第20条第1項の療育の給付、同</p>	<p><u>第2条の3</u> 条例別表第1の5の項の市規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。）の定めるところにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に掲げる事務に準じて行う事務とする。</p> <p>（条例別表第2の市規則で定める事務及び特定個人情報）</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p>

法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

[ア～ク 略]

ケ 当該支給に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは医療費支給認定基準世帯員、児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。)の定めるところによる生活保護の措置に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する事務に準じて行う事務に関する情報 (以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)

[(2)・(3) 略]

[ア～ク 同左]

ケ 当該支給に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは医療費支給認定基準世帯員、児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する事務に準じて行う事務に関する情報 (以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)

[(2)・(3) 同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。